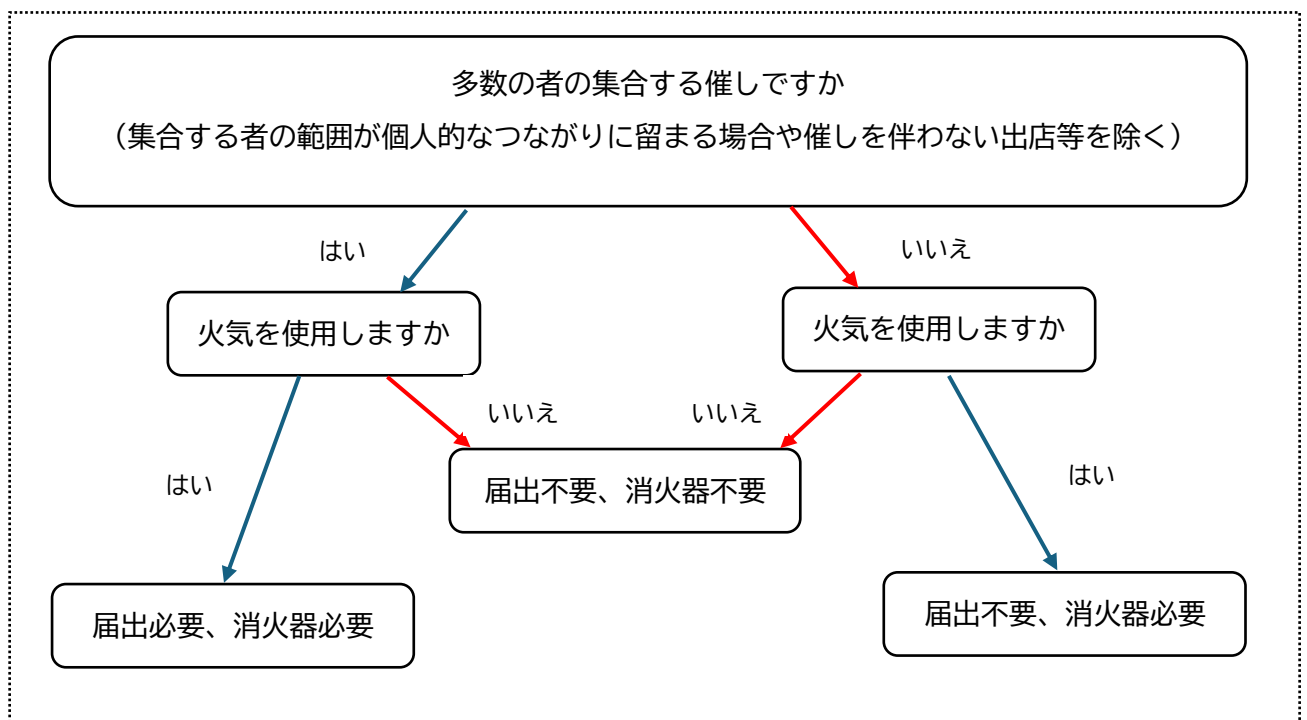


多数の者の集合する催しで火気を扱う露店等では 消火器の準備と露店等の開設届出が必要です

平成 25 年（2013 年）に京都府福知山市の花火大会で発生した火災による事故を受け、木更津市では多数の者の集合する催しで火気を扱う露店等では、消火器の準備と露店等の開設届出が必要となっています。

- ・「多数の者の集合する催し」とは、祭礼、縁日、花火大会、その他の多数の者の集合する催しで、一時的に一定の場所に人が集合することにより混雑が生じ、火災が発生した場合の危険性が高まるイベント等をいいます。一方、集合する者の範囲が個人的なつながりに留まる場合や、催しを伴わない出店等は対象外です。
- ・「火気」とは、コンロ、ストーブ、発電機などの火気器具等をいいます。
- ・「露店等」とは生業としているか問わず、露店、屋台その他これらに類するものを開設し、物品や飲食物を販売又は提供するものをいいます。
- ・「消火器」とは、6 型以上の消火器です。露店 1 店舗につき原則 1 本を設置してください。ただし、連続して開設している露店において共同で消火器を準備する場合は、本数を減らすことができます。この場合、各対象火気器具等から一の消火器に至る距離が実際に歩く経路で 20 メートル以下となるよう設置してください。例として露店 3 店舗で 10 型消火器 1 本、露店 6 店舗で 10 型消火器 2 本、露店 9 店舗で 10 型消火器 3 本が目安となります。

消火器や露店等の開設届出書が必要か、次のフローチャートを参考にしてください。



多数の者の集合する催しで火気を使用する場合は、届出と消火器が必要です。

多数の者の集合する催しではなく火気を使用する場合は、届出は不要ですが消火器が必要です。

多数の者の集合する催しかを問わず火気を使用しない場合は、届出も消火器も不要です。